

明日香村の概要

1. 明日香村の概況

奈良県高市郡明日香村は、昭和 31 年 7 月、高市郡阪合村、高市村、飛鳥村の 3 村が合併して誕生した面積 24.08 k m²の小さな村であり、奈良盆地の東南部、大阪市より 40 km、奈良市より 25 kmの圏域に位置している。

明日香村は、6 世紀末から 7 世紀末に至る約 1 世紀の間、難波京と大津京に遷都された一時期を除いて、都はおおむねこの村の区域内において営まれ、大化の改新を経て、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治の中心的な地域であった。

また、仏教その他の大陸文化が伝来し、飛鳥文化が開花した時代の舞台となった地域でもある。このため、明日香村内には、伝飛鳥板蓋宮跡、伝飛鳥浄御原宮跡等の宮跡、飛鳥寺跡、川原寺跡等の仏教伝来期に建立された寺の跡、石舞台古墳、高松塚古墳等の古墳、飛鳥川、甘樫丘、雷丘、南淵山等の万葉集にうたわれた有名な山や川等の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、これらが周囲の環境と一体をなして、他の地域には見られない極めて貴重な歴史的風土を形成している。

明日香村の位置



人口 6,798 人 世帯数 2,075 世帯 (H15 国勢調査)

2. 土地利用の状況

明日香村の土地利用状況をみると、平野部はほとんどが農地であり、水田、畑などとして利用されている。一方、山麓部には果樹園などの土地利用もみられる。また、山地部のほとんどは人工林であり、自然林は山麓部などで限定的であり、ほとんどはコナラ林などの二次林である。

明日香村の土地の地目別面積

(単位 ha)

農地			林地				宅地その他
田	畑	果樹園	人工林	自然林	竹林	未立木地	
334	59	53	1229	61	26	11	631

資料：2000年世界農林業センサス、平成13年作物統計調査

また、明日香村においては、第一種歴史的風土保存地区と第一種風致地区の指定区域は同一であり、歴史的風土保存地区と風致地区に着目した場合、下表のように3つの区域指定のパターンに分類される。

歴風一種 - 風致一種の指定がされている最も重要な地域は、農地を中心に指定されている。

一方、第二種歴史的風土保存地区のうち、風致第2種は歴風第1種の南東部を取り囲む位置に指定されており、集落地および人工林と農地が大半を占める。

また、第二種歴史的風土保存地区のうち、風致第3種は、市街地ならびに明日香村東部および南部の山地部分に指定されており、その大半は人工林である。

法規制と土地利用の関係

(ha)

歴風	風致	自然林	人工林	果樹園	農地	市街地 集落地	水面	計
一種	一種	7.8	5.3	4.7	38.8	0.0	0.9	125.2
二種	二種	28.8	377.7	27.4	158.3	182.3	1.9	842.6
	三種	24.4	846.0	20.9	195.9	475.9	7.0	1,436.2
計		61.0	1,229.0	53.0	393.0	658.2	9.8	2,404.0

土地利用面積は、第5回自然環境保全基礎調査植生調査をもとに図上計測した

3 . 法規制の状況

明日香村における明日香法による法規制は、第一種歴史的風土保存地区が 125.6ha、第二種歴史的風土保存地区が 2,278.4ha 指定されており、全村が歴史的風土保存地区に相当する地域となっている。また、都市計画法等関連の指定状況については下記の表に示すとおりである。

明日香村における法規制状況

根拠法令	地域地区	面積
明日香法	第一種歴史的風土保存地区	125.6 ha
	第二種歴史的風土保存地区	2,278.4 ha
都市計画法	市街化区域	106.4 ha
	第一種低層住居専用地域	82.9 ha
	第一種住居地域	23.5 ha
	特別用途地域	18.4 ha
	市街化調整区域	2,301.6 ha
	第一種風致地区	125.6 ha
	第二種風致地区	855.4 ha
	第三種風致地区	1,441ha
文化財保護法	史跡指定地 特別史跡	3ヶ所 1.8 ha
	史跡	16ヶ所 36.2 ha
農振法	農用地区域	293 ha
	農業振興地域	1,495 ha
森林法	保安林	18 ha
県屋外広告物条例	禁止地域	2,408 ha

第三種風致地区の面積には、橿原市指定部分も含む

1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法指定状況

第一種歴史的風土保存地区

歴史的文化的遺産が存する土地およびこれに接続し古都としての伝統と文化の具現及び形成上不可分となっている土地の区域について、法に基づき現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保存を図るべき地区として、飛鳥宮跡地区 105.6ha、石舞台古墳周辺地区 5.0ha、岡寺周辺地区 7.5ha、高松塚古墳周辺地区 7.5ha が指定されている。

第二種歴史的風土保存地区

第一種歴史的風土保存地区の外周にあってその歴史的風土の保存上重要な要素を構成している土地の区域について、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保存を図るべき地区として、第一種歴史的風土保存地区以外の地域 2,278.4ha が指定されている。

2) 都市計画法

市街化区域

市街化区域として市街化を図るべき区域の範囲は、飛鳥駅周辺及び明日香村役場周辺の合計106.4haが指定されている。用途地域は、第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域の二用途のみであるが、岡、島庄にはにぎわいの街特別用途地区が指定されている。

また、明日香村歴史的風土保存計画では、第一種歴史的風土保存地区に接する集落については、景観保全に配慮するとともに明日香村の歴史的風土と調和した生活環境の整備を図るとされている。同様に、飛鳥駅周辺については、歴史的風土と調和した市街地が形成されるように計画的な市街地の整備を図るとされている。

市街化調整区域

市街化調整区域(2,301.6ha)は、市街化を抑制し、古都法など一体となって、歴史的風土の保存に寄与している。

風致地区

全域が風致地区に指定されている。

第一種風致地区は第一種歴史的風土保存地区に指定され、第一種風致地区を取り囲む明日香村の活動が営まれている農地と集落のほとんど及びそれを取り囲む山麓部分が第二種風致地区に指定され、市街化区域、及び南東の山地部分が第三種風致地区に指定されている。

3) 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)

市街化区域及び山林を除く地域が農業振興地域に指定され、そのうち核となる農地については農用地区域に指定されている。ただし、第一種歴史的風土保存地区内の農地については、農用地区域からはずれている。

4) 森林法

約12haが保安林に指定されているが、一ヶ所あたりの面積は大きいものでも約2.5haで、小規模、分散して指定されている。

5) 屋外広告物条例

屋外広告物法及び県屋外広告物条例により、全域が屋外広告物の表示・掲出物件の設置の禁止地域に指定されている。

4. 明日香村の歴史的遺産

(1) 明日香村周辺の歴史

推古天皇が豊浦宮に即位した592年から、持統天皇が都を藤原京に移した694年までの6世紀末から7世紀末に至る約100年間は一般的に飛鳥時代といわれているが、この約1世紀の間、難波京と大津京に遷都された一時期を除いて、おおむね明日香村の区域内において都が営まれ、645年の大化の改新を経て、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治、文化の中心的地域であった。

飛鳥時代略年表

年 代	事 象
587	蘇我馬子、敏達皇后（後の推古天皇）を奉じて、穴穂部皇子らを殺し、ついで厩戸皇子らとともに物部守屋を滅ぼす
588	蘇我馬子、飛鳥寺の建造にかかる
592	敏達皇后（推古天皇）豊浦宮に即位
593	聖徳太子、摂政となる。四天王寺建立
600	第1回遣隋使派遣
603	推古天皇、小墾田宮に遷る。冠位一二階を定める
604	聖徳太子、一七条憲法を作る
607	小野妹子らを隋に派遣。法隆寺・四天王寺完成
622	聖徳太子、斑鳩宮で没する
630	第1回遣唐使派遣
642	皇后宝皇女即位（皇極天皇）、小墾田に遷る
643	飛鳥板蓋宮に遷る
645	中大兄皇子、中臣鎌足らと宮中で蘇我入鹿を暗殺
646	大化の詔
655	齊明天皇、飛鳥板蓋宮に即位。飛鳥板蓋宮焼失、飛鳥川原宮に遷る
663	日本・百濟軍、唐・新羅軍と白江村にて戦い惨敗、百濟滅びる
668	中大兄皇子即位（天智天皇）
670	戸籍を作る（庚午年籍）
672	壬申の乱。飛鳥浄御原宮を造営する
673	大海人皇子（天武天皇）飛鳥浄御原宮に即位
681	浄御原令を始める
694	持統天皇、藤原宮に遷都
701	大宝律令成る
710	都を平城京に遷す

(2) 史跡指定地、指定文化財等の現況

村内には、伝飛鳥板蓋宮跡、伝飛鳥浄御原宮跡等の宮跡、飛鳥寺跡、川原寺跡等の仏教伝来期に建立された寺跡、石舞台古墳、高松塚古墳等の古墳、飛鳥川、甘樫丘、雷丘、南淵山等の万葉集にうたわれた有名な山や川等の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在している。

このうち、文化財保護法により、石舞台古墳、高松塚古墳及びキトラ古墳が特別史跡に、また、川原寺跡、伝飛鳥板蓋宮跡等16件が史跡(内1件が史跡及び名勝)に指定されている。また、建造物としては、於美阿志神社石塔婆及び岡寺書院・仁王門が重要文化財に、美術工芸品としては、高松塚古墳壁画、岡寺の彫像が国宝に指定されている。その他、安居院、橘寺、岡寺等にある仏像等が、重要文化財に指定されている。

史跡指定地

NO	種別	名称	所在地	面積 (㎡)	指定年月日	管 理	管理委託等
1	特別史跡	石舞台古墳	島庄 祝戸	12,317	(史)昭10.12.24 (特史)昭27.3.29	奈良県	(財)明日香村観光 開発公社
2	特別史跡	高松塚古墳	平田	913	(史)昭47.6.17 (特史)昭48.4.23	明日香村	(財)明日香村観光 開発公社
3	特別史跡	キトラ古墳	阿部山	4,301	(史)平12.7.31 (特史)平12.11.24	明日香村	
4	国史跡	川原寺跡	川原	73,839	大10.3.3 昭41.6.21 追加 昭63.3.14 追加	明日香村	(財)明日香村観光 開発公社
5	国史跡	大官大寺跡	小山	46,642	大10.3.3	明日香村	
6	国史跡	牽牛子塚古墳	越	396	大12.3.7	明日香村	(財)明日香村観光 開発公社、地元
7	国史跡	中尾山古墳	平田	987	昭2.4.8	明日香村	(財)明日香村観光 開発公社、地元
8	国史跡	酒船石	岡	56	昭2.4.8 平16 追加予定	明日香村	
9	国史跡	定林寺跡	立部	17,163	昭41.2.25 平5.3.4 追加	明日香村	(財)明日香村観光 開発公社
10	国史跡	飛鳥寺跡	飛鳥	46,184	昭41.4.21	明日香村	
11	国史跡	橘寺境内	橘	95,245	昭41.4.21	明日香村	
12	国史跡	岩屋山古墳	越	1,125	昭43.5.11	明日香村	(財)明日香村観光 開発公社、地元
13	国史跡	伝飛鳥板蓋宮跡	岡	9,308	昭47.4.10 昭58.1.12 追加 昭58.5.19 追加 平4.4.21 追加	奈良県	(財)明日香村観光 開発公社
14	国史跡	飛鳥水落遺跡	飛鳥	1,219	昭51.2.20 昭57.3.23 追加	明日香村	地元
15	国史跡	飛鳥稲淵宮殿跡	稲淵 祝戸	7,867	昭54.3.20 昭56.5.16 追加	文化庁	
16	国史跡	マルコ山古墳	真弓	2,735	昭57.1.16	明日香村	地元
17	国史跡	飛鳥池工房遺跡	飛鳥	19,981	平13.8.13	奈良県	(財)明日香村観光 開発公社
18	国史跡	檜隈寺跡	桧前	7,331	平15.3.25	明日香村	
19	国史跡 名勝	飛鳥京跡苑池	岡	27,413	平15.8.27	奈良県	

計 19ヶ所 379,905㎡のうち特別史跡3ヶ所 17,531㎡

* H16.5.21史跡指定に答申された酒船石遺跡31,408㎡を加えると全体で411,313㎡となる予定。

陵 墓

名 称	所 在 地
欽明天皇檜隈阪合陵	大字 平田
天武・持統天皇檜隈大内陵	大字 野口
文武天皇檜隈安古岡上陵	大字 栗原
吉備姫王檜隈墓	大字 平田
良助親王墓	大字 冬野
カナ塚	大字 平田
キヨ塚	大字 平田
鬼の雪隠・俎	大字 平田

最近の発掘状況

島庄遺跡（大型建物群）



蘇我馬子の邸宅があり、後には草壁皇子の嶋宮になったといわれる遺跡。発掘調査では飛鳥時代の前半から後半にかけての建物跡が重複してみつき、先の推定を裏付けている。

飛鳥京跡（正殿石敷）



天武天皇の飛鳥浄御原宮の中核部で、宮殿の中心建物と思われる大型建物と、その南側に広範囲な石敷が発見された。

酒船石遺跡（亀形石造物）



酒船石遺跡の北側の谷底で、亀形石造物を含む導水施設が発見された。遺構の構造から天皇祭祀に使用されていた空間と考えられている。

キトラ古墳壁画（十二支像 寅）



キトラ古墳の壁画には四神・天文図をはじめ、獣頭人身の十二支像が描かれていた。赤外線写真によって十二支の寅の画像が鮮明に判明した。

ホラント遺跡（石敷）



明日香村の南端で新しく発見された遺跡である。石敷を敷き詰めるなど、飛鳥中心部の宮殿と類似の遺構が発見された意義は大きい。

川原寺跡（北限塀と工房）



川原寺跡の北端の大垣が見つかり、寺域が南北約330mであることが判明した。同時に寺の金属製品を作っていた工房も見つかっている。

石神遺跡（暦木簡）



飛鳥時代の迎賓館と推定されている石神遺跡の北端から出土した、当時のカレンダー。出土した暦としては最古の暦木簡である。

(3) 史跡指定地の法規制等の状況

史跡指定地と法規制状況は下表に示すように、川原寺跡、飛鳥寺跡、橘寺境内、伝飛鳥板蓋宮跡などでは、指定面積が大きいこと、指定地内に集落地を含むことから、歴史的風土保存地区、風致地区が複合して指定されている。岩屋山古墳については全域、伝飛鳥板蓋宮跡については一部が市街化区域となっている。また、石舞台古墳、高松塚古墳については、全域が国営飛鳥歴史公園として整備されており、キトラ古墳についても国営公園としての整備が検討され、飛鳥池工房遺跡については県立万葉ミュージアムとして整備されている。

史跡別法規制状況

史跡名称	指定面積 (㎡)	歴風第一種	歴風第二種	
		風致第一種	風致第二種	風致第三種
石舞台古墳	12,317	11,553	764	-
高松塚古墳	913	913	-	-
キトラ古墳	4,301	-	-	4,301
川原寺跡	73,839	58,927	-	14,912
大官大寺跡	46,642	46,466	-	176
牽牛子塚古墳	396	-	-	396
中尾山古墳	987	987	-	-
酒船石	56	-	56	-
定林寺跡	17,163	-	-	17,163
飛鳥寺跡	46,184	14,389	7,397	24,398
橘寺境内	95,245	72,410	8,957	13,878
岩屋山古墳	1,125	-	-	1,125
伝飛鳥板蓋宮跡	9,308	3,768	-	5,540
飛鳥水落遺跡	1,219	77	-	1,142
飛鳥稲淵宮殿跡	7,867	-	7,867	-
マルコ山古墳	2,735	-	-	2,735
飛鳥池工房遺跡	19,981	-	19,847	134
檜隈寺跡	7,331	-	7,331	-
飛鳥京跡苑池	27,413	27,413	-	-

市街化区域内

さらに、明日香村には、農地、林地の地下には確認・未確認の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、「地下に眠る歴史的遺産」として、その保存が求められている。

遺跡一覧

平成9年3月現在

古墳	寺院	城	窯跡	遺物散布地 包含地・出土地	集落	その他	遺跡数総計
285	12	11	9	30	7	36	390

資料：奈良県遺跡地図 奈良県教育委員会 平成10年3月より